

# 建設リサイクル法



あなたの家も、  
もういちど家になります。

不法投棄

家屋等の解体には『届出』が必要です！

宇都宮市

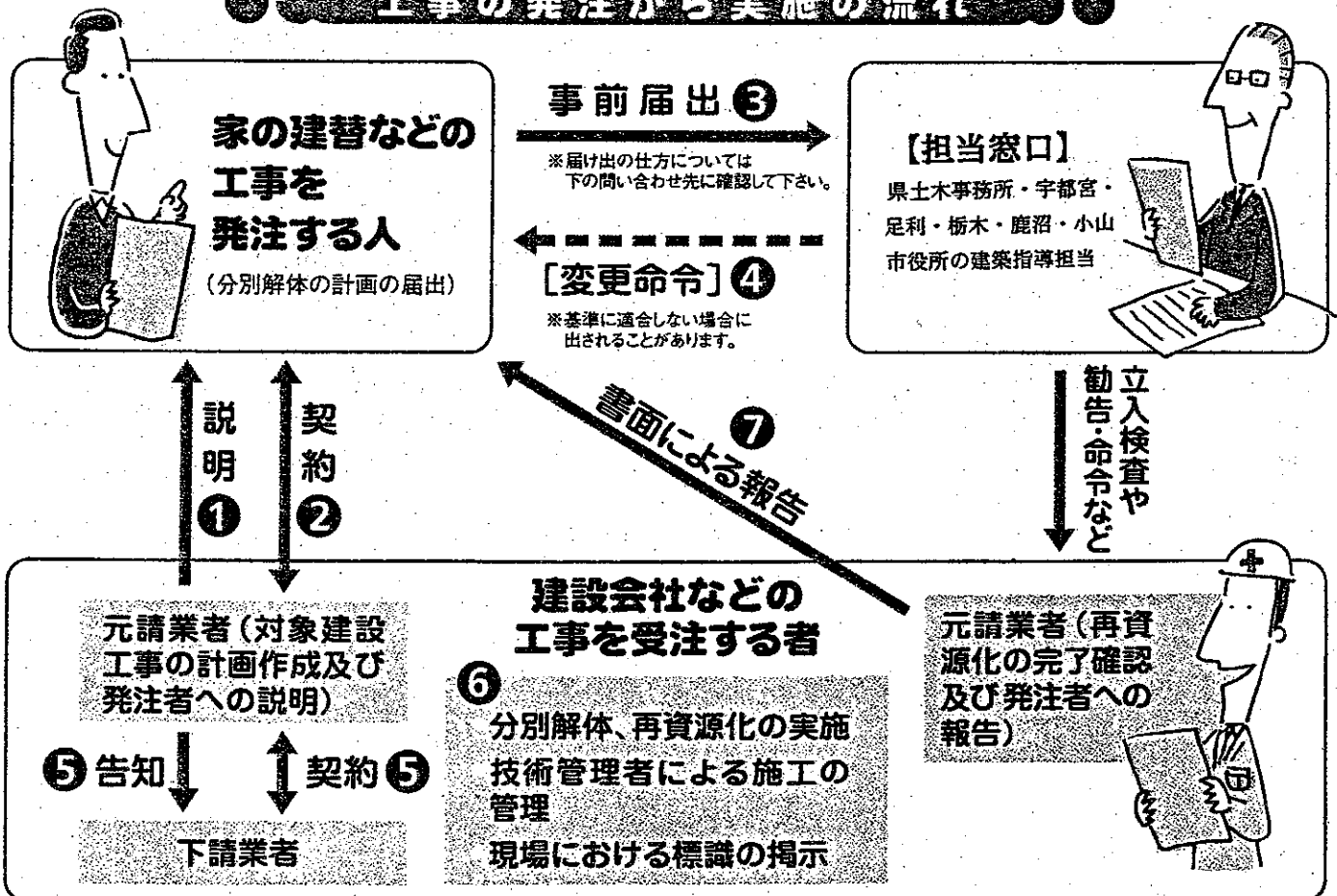
# 『分別解体』と『再資源化』

①コンクリート②アスファルト・コンクリート③木材のいずれかを用いた建築物などの解体工事、これらを使用する新築工事などで、下記の規模以上の工事（対象建設工事）については、基準に従って分別（分別解体）し、再資源化することが義務付けられました。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	延床面積 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替（リフォームなど）	工事金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事など）	工事金額 500万円以上

ただし、木材が廃棄物となったものについては、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合などは、焼却施設において焼却が可能です。

## ● 工事の発注から実施の流れ ●



法で定められた義務行為（対象建設工事の届出・分別解体の実施・再資源化等の実施）を怠ると罰金が科せられます。